

葛城市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画
及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定等業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和5年4月

葛城市 保健福祉部 介護保険課

葛城市 保健福祉部 社会福祉課

1. 本実施要項の要旨

葛城市が実施する葛城市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定等業務に係る委託事業者の選定にあたり、本プロポーサル実施要領に基づき、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受託者として選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

本業務は、目標年度を同じくする計画を一括してプロポーザル及び契約することで業務の効率化を図り、また各計画にかかる調査・分析及び計画への反映や、計画策定委員会の開催を円滑に行い、総合的効果的な計画を策定することを目指すものです。

2. 業務の概要

(1) 業務名称

葛城市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定等業務

(2) 業務の目的

本業務は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条並びに「介護保険事業計画に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針について」に基づく「葛城市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定すること、また障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する「第7期葛城市障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「第3期葛城市障がい児福祉計画」を策定することを目的とする。計画の目標年度は、いずれも令和6年度から令和8年度とする。

(3) 業務の内容

別紙1「葛城市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務仕様書」（以下別紙1という。）及び別紙2「第7期葛城市障がい福祉計画及び第3期葛城市障がい児福祉計画策定業務委託仕様書」（以下別紙2という。）のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日

（但し、業務完了後に書面による通知を提出し、当市の検査で合格し、成果品を引き渡すまでの期間とする。）

(5) 提案上限額

総額8,883,000円（消費税及び地方消費税含む）の範囲内とする。

また、内訳は別紙1にかかる分として3,900,000円（消費税及び地方消費税含む）、及び別紙2にかかる分として4,983,000円（消費税及び地方消費税含む）の範囲内とする。

※なお、これを超える金額での提案は認められないものとする。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全てを満たすものとする。

なお、申込書が受理された場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者として取り扱わないこととする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 本実施要領交付開始日から契約候補者決定日までの間において、葛城市工事等請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 本実施要領交付開始日から契約候補者決定日までの間において、葛城市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法又は民事再生法に基づき再生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (5) 参加表明書の提出時に、老人福祉法及び介護保険法に基づく第7期（平成30年度～令和2年度）以降の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、また第5期（平成30年度～令和2年度）以降の障がい福祉計画及び第1期（平成30年度～令和2年度）以降の障がい児福祉計画策定業務の完了実績があること。ただし、アンケート調査や印刷などの業務の一部の実績は認めない。
- (6) 前記(5)の業務において、業務責任者として業務実績のある人員を本業務に業務責任者として従事させること。また、本業務の主担当予定者が、本業務公募型プロポーザルの二次審査プレゼンテーションに参加できること。
- (7) 本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。
- (8) 企業としてプライバシーマーク（JISQ15001）認証又は情報セキュリティマネジメント（ISO/JIS27001）認証を取得していること。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

4. 提案募集スケジュール概要（予定）

順番	手続等	日程等
1	募集開始（実施要領等の公表）	令和5年4月13日（木）
2	参加申込書提出期限	令和5年4月13日（木）～4月20日（木）
3	質問受付期間	令和5年4月13日（木）～4月20日（木）
4	質問回答期限	令和5年4月25日（火）
5	企画提案書等の提出期限	令和5年5月8日（月）
6	一次審査の結果通知	令和5年5月10日（水）
7	二次審査プレゼンテーション、ヒアリング	令和5年5月15日（月）
8	二次審査結果通知	令和5年5月18日（木）
9	契約の締結	令和5年5月下旬

※予定ですので、各実施日について事務上の都合により変更する場合があります。

5. 提案募集の概要及び日程

- (1) 名称

葛城市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定等業務委託に関する提案募集

(2) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 発注者及び事務局

発注者 葛城市長 阿古 和彦

事務局 葛城市役所 保健福祉部 介護保険課

所在地：〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地

電話：0745-44-5104（ダイヤルイン） 内線1618

メールアドレス：kaigo@city.katsuragi.lg.jp

(4) 募集開始（実施要領及び仕様書等の掲載）

募集期間 令和5年4月13日（木）～4月20日（木）まで

募集方法 葛城市ホームページに掲載します。

- 掲載資料
- ・本業務仕様書
 - ・本業務公募型プロポーザル実施要領及び提出書類にかかる様式
 - ・本業務公募型プロポーザル審査基準
 - ・本業務事業計画の策定に向けての主なスケジュール

(5) 参加申込書の提出

申込期間 令和5年4月13日（木）～4月20日（木）午前8時30分から午後5時15分まで（土曜・日曜・祝日は除く。）

- 提出書類
- ・参加申込書（様式1）
 - ・会社概要書（様式2）
 - ・類似契約実績書（様式3）
 - ・業務実施体制調書（様式4）
 - ・業務責任者実績書（様式5）
 - ・葛城市の入札参加資格を有していることがわかる書類（葛城市へ指名願いを登録している場合は提出不要です。）

- ・会社の登記簿（履歴事項全部証明書（写し）又は現在事項全部証明書（写し））
- ・市税・県税・国税（消費税及び地方消費税を含む）の全ての税目について滞納がない旨の証明書
- ・誓約書 兼 同意書（様式10）

提出場所 葛城市役所 保健福祉部 介護保険課

提出部数 各1部

提出方法 持参の場合：事前に事務局に来庁日時を電話で予約のうえ、提出書類を持参してください。

郵送の場合：事前に事務局に電話のうえ、提出書類を郵送してください。但し、受

領確認ができる方法（書留など）により、申込期間内必着とします。

※提出書類が不足している場合は、原則受付できません。

※書類提出時における質問については一切受け付けません。

(6) 質問の受付及び回答

受付期間 令和5年4月13日（水）～4月20日（木）午後5時15分まで

質問方法 質問書（様式8）に質問内容を記入のうえ、電子メールで提出してください。

メールアドレス：kaigo@city.katsuragi.lg.jp

※受信確認のため、送信後に市役所の業務時間内（午前8時30分から午後5時15分まで。土曜・日曜・祝日は除く。）に事務局に電話連絡を入れてください。

※電話・来訪等による質問には応じません。

質問回答 令和5年4月25日（火）までに、参加申込者全員にメールにて回答

(7) 企画提案書等の提出

提出書類	提出部数	備考
ア 提案書【表紙】（様式6）	1部	
イ 見積書（様式自由）	1部	
ウ 企画書（様式自由）※両面5枚以内	10部	ウ～オの順番で左上にホッチキス止めをお願いします。
エ 工程計画表（様式自由）		
オ アピールポイント（様式7）		

提出期限 令和5年5月8日（月）

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜・日曜・祝日は除く。）

提出場所 葛城市役所 保健福祉部 介護保険課

提出部数 各10部

提出方法 持参の場合：事前に事務局に来庁日時を電話で予約のうえ、提出書類を持参してください。

郵送の場合：事前に事務局に電話のうえ、提出書類を郵送してください。但し、受領確認ができる方法（書留など）により、提出期限までに必着とします。

※提出書類が不足している場合は、原則受付できません。

※書類提出時における質問については一切受け付けません。

【提案書等に関する留意事項】

(ア) 本業務仕様書等を熟読し、業務目的達成に必要な事項を記載してください。

(イ) 本業務公募型プロポーザル審査基準に留意してください。

(ウ) 企画提案した事項については、全て見積金額の範囲内で実施することとしてください。

(エ) 用紙の規格はA4判、両面印刷で、横書きとします。

(オ) 提出書類のうち、提案書【表紙】以外の全ての書類の右上に必ず適宜ページ番号を振り、左上にホッチキス止めしてください。

(力) 提出書類の差し替えは認めません。

(キ) 提出書類の返却はしません。

(8) 一次審査の結果通知

一次審査の結果については、令和5年5月10日(水)午後5時15分までに電子メールにより通知します。その後、書面による通知も行います。

(9) 提案辞退

参加申込書の提出後に参加辞退する場合は、すみやかに「参加辞退届」(様式9)に記載し、事前に電話連絡をしたうえで事務局に持参し、提出してください。

(10) 提案の無効に関する事項

次の事項に1つでも該当するときは、その提案は無効とします。

(ア) 契約候補者の選定時点において、本実施要領の「参加資格要件」に掲げる資格のない者が提案したとき。

(イ) 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。

(ウ) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。

(エ) 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案したとき。

(オ) 「葛城市福祉関係事業計画策定等業務受託者選考委員会」の選考委員に対し、直接、間接を問わず故意に接触を求めたとき。

(カ) 応募提案書類に虚偽の記載を行ったとき。

(キ) その他、選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行う、又は指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

6. 事業者の選定

一次審査(書類審査)及び、二次審査(プレゼンテーション、ヒアリング)を行います。本業務公募型プロポーザル審査基準に基づき、以下の(1) - (イ)のと通りの最高得点者を契約候補者として選定します。なお、応募が1者であっても審査し適否を判断します。

(1) 審査の方法及び留意事項

(ア) 提案書等について、書類審査による一次審査により上位4社を選定した後、「葛城市福祉関係事業計画策定等業務受託者選考委員会」(以下「委員会」という。)による二次審査を行います。

(イ) 一次審査は事務局による書類審査、二次審査は委員会においてプレゼンテーション・ヒアリングを行い、事務局及び各委員の評価合計点において、最高得点を得た者を契約候補者とし、2番目に高い得点の者を次点者としてします。なお、事務局及び委員会の評価点数が6割を超えない場合は、失格とします。

(ウ) 評価合計点数が複数者同点となった場合は、委員の多数決により決定します。可否同数の場合は、委員長が決定します。

(エ) 審査項目及び配点表は、本業務公募型プロポーザル審査基準のとおりです。

(2) 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

提案に対する説明を受けるため、一次審査(書類審査)の後、提出書類等の内容に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施します。プレゼンテーション及びヒアリングの順番は

参加申込書の提出順の逆順とします。参加できない者は失格とします。

実施予定日 令和5年5月15日(月) ※実施場所及び実施時間は、個別に連絡します。

時間配分 1事業者あたり40分以内(別紙1、別紙2にかかる分としてそれぞれプレゼンテーション15分以内、ヒアリング5分程度)

※必ず、業務実施体制調書(様式4)に記入のある者がプレゼンテーションを行ってください。

※プレゼンテーションの出席は3名までとします。主担当者は必ず出席してください。

※パワーポイントの利用は可とします。(事前に連絡をお願いします。)

※本市でノートパソコン・プロジェクター・スクリーンを用意します。パワーポイントのデータを媒体に予め記録し、本市のパソコンを使用いただくか、(ただし、本市が用意するパソコンのソフト JUST Focus3 となります。)又は事業者がパソコンを用意いただいても構いません。その場合、既存の接続ケーブルはHDMI(長さ5m)です。それ以外は事業者で用意ください。

(注) 使用プロジェクターEPSON社(EB-1771Wの予定) 接続インターフェースは、HDMIとなります。

※公募型プロポーザル審査基準に留意し、実施してください。

(3) 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の結果通知

令和5年5月18日(木)までに電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行います。選定結果は、葛城市ホームページ上でも公表します。選定結果の問い合わせについては一切応じません。

7. 契約について

契約候補者((1)-(イ)参照)と本業務の契約締結交渉を行います。詳細につきましては、事務局から後日説明します。契約候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合は、次点者と交渉を行います。

8. その他

※提案募集に参加する者は、契約候補者決定後において、本業務公募型プロポーザル実施要領等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。

※提案募集に参加するために必要な費用は、提案者側の負担となります。

※提出された提案書等の書類は、返却しません。

※提出書類に虚偽の記載をした場合は、葛城市工事等請負契約に係る指名停止措置要領に基づき指名停止等の措置を行うことがあります。

※提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、葛城市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用するものとします。提案募集に係る公文書請求があった場合は、葛城市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。